

「働きやすさ」と「働きがい」のある職場づくりプロジェクト 働き方改革支援チーム設置要項

令和7年3月19日教職員局長決定

(設置)

第1条 各学校が働き方改革の取組を更に進めることができるよう、学校における働き方改革の諸課題の解決を支援する「働き方改革支援チーム」(以下「支援チーム」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 支援チームは、各学校における働き方改革の推進に関し、必要な指導・助言、支援を行う。

(組織)

第3条 支援チームは、次の者をもって構成する。

- (1) 教職員課働き方改革担当課長
- (2) 教職員課課長補佐(働き方改革)
- (3) 教職員課主幹(兼)教育局主幹
- (4) 教育局次長
- (5) その他、必要に応じて教職員局長が必要と認める者

2 支援チームへの相談窓口を教職員課働き方改革係に設置する。

(支援チームの取組)

第4条 教職員課働き方改革担当課長は、働き方改革の取組の見直しや改善を進めるために支援チームのサポートを希望する学校を支援校として指定(以下「指定校」という。)する。

2 支援チームは、指定校に対し、次により支援を行う。

- (1) 学校訪問等により、校長等から働き方改革の取組状況等について聴き取りを行い、学校の実情等を把握する。
- (2) 把握した実情等を踏まえ、必要に応じて関係課等と連携の上、課題等を整理し、改革の支援策等を検討・助言する。
- (3) 学校からの要望に応じて、教職員課主幹(兼)教育局主幹を講師とする校内研修を行う。
- (4) 改革の進捗状況を確認し、必要に応じて助言を行う。
- (5) 支援の成果・課題、取組状況等を「働き方改革通信」などにより発信する。

(学校の取組)

第5条 指定校は、支援チームと連携を図りながら、次の取組を進める。

- (1) 校長は、自校の現状と課題を整理の上、働き方改革の一層の推進に向けて、ビジョンを明確にし、それを共有したコアチームを再編成する（学年を重視したチーム編成に限らず、学年間を超えたコミュニケーションが可能となるよう、各分掌のリーダーを加えるなど、学校組織全体としてのチーム編成に配慮する。）。
- (2) コアチームが中心となり、職員を対象にしたアンケートや在校等時間の客観的なデータなどをまとめ、これまでの取組の成果や課題を洗い出し、検証・分析を行う。
- (3) 検証・分析結果等を踏まえ、今後の改善計画を検討するとともに、ロードマップを作成し可視化するほか、PDCAサイクルに基づき、進捗状況を確認しながら、改善策のフォローアップを行う。
- (4) 改善策の取組を通じて、アンケートにより職員の意識の変化を分析・検証する。
- (5) 校長は取組の成果と課題を整理の上、教職員課働き方改革担当課長へ報告するとともに、その成果等を発表する。

（支援チームへの相談）

第6条 各学校は働き方改革の取組において、改善や見直しに向けてサポートを必要とする場合、支援チームの相談窓口を通じて依頼することができる。

2 支援チームは、相談のあった学校を訪問し、校長等から働き方改革の取組状況等について聴き取りを行い、学校の実情等を把握するとともに、具体的な支援策を検討する。

（庶務）

第7条 支援チームの庶務は、教職員課働き方改革係において処理する。

（補則）

第8条 この要項に定めるもののほか、支援チームの運営に関し必要な事項は、教職員課働き方改革担当課長が別に定める。

附 則

この要項は、決定の日から施行する